

講 演

アメリカ刑法学における有意性と責任

デボラ W. デンノ*
平山真理 訳

イントロダクション

本日は私の近年の学術研究について話すために早稲田大学を訪れる機会を頂けたことを感謝している。宮澤節生先生には本日の機会を与えて頂けたことを感謝する。宮澤教授が2008年春学期に、フォーダム大学ロースクールで講義を担当されたことは、フォーダム大学の学術研究に光を当てる出来事の一つであったし、我々の同僚はみな宮澤教授に来て頂けたことを感謝している。我々は彼から多くを学んだ。

また、高橋則夫先生には、早稲田大学での講演の世話人となって頂けたことを非常に光栄に思っている。高橋教授が様々なご準備や調整をして下さったことを感謝したい。

また、平山真理先生には私の講演を通訳をするという、その才能と貢献に感謝したい。そのような作業は多大な努力を必要とするのだろう。

* フォーダム大学ロースクール教授（訳者注：ただし Arthur A. McGivney Law Professor という特別な地位である）。本稿は2009年6月19日に早稲田大学比較法研究所で開催された講演会に基づくものである。本稿の内容はデボラ・デンノ「犯罪と有意性：科学と任意に基づかない行動」, 87 MINNESOTA LAW REVIEW 269 (2002). における議論や研究に基づくものである。本文でも示したように、宮澤節生氏（青山学院法科大学院教授）、高橋則夫氏（早稲田大学法科大学院教授）、平山真理氏（白鷗大学法学部専任講師）に感謝の意を捧げる。また、Julie Salwen氏が与えてくれた大変有益なコメントに感謝したい。フォーダム大学ロースクールが私の研究を大いにサポートしてくれていることにも感謝している。

本稿では、「有意性 (*consciousness*)」—人間の思考や感情、そして扇情的な部分の総和であるだけでなく、このような思考や感情、扇情が形作られる文化や日常における状況などを典型的に指す用語であるが—の科学を分析するための打開策となるような新しい研究について述べる。有意性については広範な学問分野において大きな関心を寄せられてきたが、唯一つこの例外となる学問分野がある。それは法学分野である。本稿では、有意性についての研究が如何にアメリカの刑法学を、そしてとくに刑法学における任意の行動要件を照らし出してきたかを述べたいと思う。

すべての刑事責任は、ある一つのキーとなる属性に基づく。被疑者被告人はその行為に基づいて罪を問われなければならない、その行為は被疑者被告人が物理的に行動することが可能な任意の行為 (*voluntary act*) を行うことについての不作為を含むものでなければならない。この基本中の基本の原則は、3世紀以上にもわたり存在してきたのであり、文明社会は個人々人に対しその思考のみを理由に刑事罰を科すことができない、という格言に基づく。

基本的には、我々は誰の思考も明らかにすることはできないし、その思考から反社会的な行動が生じるかどうかを予期することはできないと刑法は認識しているのである。そうでなければ、大変なことになったであろう！

一般的には、犯罪にはすべて二つのキーとなる要素が必要である。まず、「犯意」であり、これは被告人が犯罪を犯したときの精神状態である。二つ目には、「悪しき行為」であり、これは被告人が任意にした行為により社会的害悪が生み出されたことを意味する。例えば、もし A が故意に銃を手に取り、B を撃つたとしよう、A は任意的な行動を行った (B を撃つ) のであり、そのことにより B の死という結果が生じた (社会的な害悪) のであり、しかも彼女はそれを故意で行ったのである (精神的な状態)。

刑法は、人間の行動のほとんどは任意なもので、人はそれぞれ自分の行動については是非弁別能力を持って行っている。一方、刑法においては無意識下で行った行為、例えば夢遊病中の行動は 全く行為ではない、と見なしているのである。刑法における任意の行為 (*voluntary act*) の要求のもとでは、無意識下で行った行為については、たとえそれが深刻な害悪をもたらしたとしても、その行為者は完全に無罪となり、刑事司法制度からは自由の身となる。

任意の行為やそうでない行為、意識下か無意識状態だったのか、ということに対してアメリカ刑法が伝統的にとってきた二分法はもはや、人間の精神について現代科学が我々に教えることはもはややそぐわなくなってしまう、と

私は考えている。言い換えれば、法が「自由意思」を「オール・オア・ナッシング」的な、また、「二者択一的」な概念に押し込もうと試みてきたことは、過去の時代の哲学や科学に基づくのである

新しい神経科学は、意識下におけるものと無意識下におけるプロセスの間のもっと流動的（なめらか）でダイナミックな関係を明らかにした。もしこのような流動性が存在するならば、そして科学的な証拠はこの流動性が存在すると示しているわけだが、人間の行動の大部分は、「自由意志に基づく行動」という要件が推定しているような、自由意志に基づくものではなく、あるいは有意的なものではないことを示している。みなさんは、これらの結果が、刑法のもっとも基礎をなす、刑法の諸特徴の根幹部分にかかわっていることをすぐに理解されるだろう。

有意性についての法律上の要件

このような、「任意性 (voluntariness)」をめぐる法と科学の間の衝突は、模範刑法典を見れば一番はっきり分かる。法律学の教授の多くは、模範刑法典について、その影響はあまりにドラマティックなものであったから、刑法を教えるうえで主要なテキストとして認識している。1950年代以前までは、各州の刑法典は一貫性がなく、古めかしく、そして原理が整っていないことで悪名高かった。そして1952年に、アメリカ法律協会が救済に乗り出したのである。協会のメンバーである、裁判官、弁護士、そして学者などが「模範となる」刑法典を起草し、各州の立法府に対してその州法を改正するようインスパイアしたのである。

多くの草案や説明コメント、そしてコメントのコメントなどが付けられた後、1962年には、協会は模範刑法典について、最終的な公式草案を提出した。この草案では、特定の犯罪の定義だけでなく、刑事責任についての一般原則についての条項も含んでいた。重要なことは、模範刑法典を創案した人々が当時では最高レベルの科学を反映させようと努力したのだ、ということである。しかし残念なことに、模範刑法典は決して十分にアップデートされることはなかった。科学は進歩したが、この意味において法律は進歩しなかった。

もちろん、模範刑法典は「任意の行動要件」についての一つのヴァージョンを模範刑法典に組み込んだ。驚くべき点は、そこでは「任意性」について何らの定義も書かれていない、ということである。その代わりに、「任意性」に基

づかない行為について4つの例が示されている。これらの4つの行動は、(1) 反射作用や発作(2) 無意識下、あるいは睡眠中の身体の動き、(3) 催眠中の、或いは催眠暗示による行為、そして(4) 意識的なものであろうと習慣的なものであろうと、行為者の努力や決定の産物ではない行為。模範刑法典はこれらを挙げることで、行為者の統制下ではなく、ぼんやりとした状態で行為者が行う行為、というのを説明したのである。

このほかの、「任意の行為」についての要件の驚くべき特徴は、被疑者被告人の精神状態と行動の、どちらにでも適用可能である、ということである。言い換えれば、犯罪のメンズ・レア(有責な心理)とアクトゥス・レアス(社会的危害)要素に適用できる、ということである。裁判所は通常、被告人が行為時に犯罪を犯したといえる精神状態を欠いていたと主張する際に「無意識下の」という用語を採用し、被告人が任意でその身体的な行動をとったのではない、と主張する際に「自動症」という言葉を採用してきた。ゆえに、「無意識下」という抗弁は、「自動症」の抗弁とは一線を画して区別されてきた。どちらも「被告人が任意で行動をした」ということに対する抗弁であるにも関わらず、である。

例えば、LPSTR(Limbic Psychotic Trigger Reaction)による障がいにより悩まされている人は、他人に対して彼らが動機のない暴力行為を犯すときは、彼らは完全に意識的に行動をしているし、それについて認識していると主張する。しかし、彼らはその身体的な動作について何らのコントロールを持たず、行為後非常に反省をする。彼らは自動症の抗弁をできようが、「無意識下にあった」という抗弁は使用できないであろう。これとは対照的に、てんかんの発作の最中にある人が暴力行為を行った場合、彼らはその身体的な動きについて何ら統制力を有しない。しかし、彼はまた「無意識」であったとも言える。彼らは抗弁として、「自動症」や「無意識下にあった」ということを使うこともできる。

残念ながら、これらすべての教義上のロードマップは危険なまでに混同され、責任無能力の主張と混同されている。ここに、被告人に対する不正義が存在する。例えば、「責任無能力」の抗弁と「自動症」や「無意識下の行為」によるという抗弁を区別する裁判所もあるだろうし、一方、「自動症」や「無意識下の行為」という抗弁を責任無能力の抗弁の一種とみなす裁判所もあるだろう。この混同は、例えばてんかんの発作や夢遊病者の被告人のケースで、夢遊病やてんかんの発作中の行為は、責任無能力だと認める裁判所もあれば、責任

無能力とは別の抗弁しか認めない裁判所も出てくる場合に問題となる。この問題については、裁判所の見解は五分五分に分かれているが、この二つの違いは非常に大きい。概念的には、「自動症」や「無意識下の行為」というのは、以下にあげる二つの点で責任無能力とは区別される：自動症や無意識下の行為をとる被告人は、精神の疾患や欠陥を抱えているわけではない。そして彼らはその資格がないのに無罪とされる（unqualified acquittal）がゆえに、施設収容される可能性はない。

これらはすべて非常に学術的に聞こえるかもしれないが、任意の行動要件に対する「オール・オア・ナッシング」的なアプローチは刑事事件において多大な影響を与えてきた。合衆国における被告人にとっては、もし彼らの行為が任意によるものではなかったと認定されれば、それは資格のない無罪評決を意味し、精神障がいと認定されれば長期の病院収容を意味し、そして任意の行為であったと認定されれば場合によっては死刑か長期拘禁を意味するという違いがある。私が研究したところによると、模範刑法典が現在のようなかたちで形成された一つの重要な理由は、模範刑法典のアドヴァイザーの何人かにフロイド精神学が影響を与えたことであろう。フロイド自身の見解では、意識プロセスと無意識プロセスの関係は、模範刑法典において認識されているよりももっと重要で、もっと互いに浸透可能（permeable）ではあるのだが。

模範刑法典はフロイドの複雑な理論をうまく取り込んだかもしれないが、過去40年の間は、精神分析学が勢力を確立してきたにも拘らず、科学者としての心理学者の地位は深刻なまでに降下させられたのではないだろうか。私の議論では、現代の科学はその地平線を根本的に変えてきた、と考えている。科学分野においては地を揺るがすようなシフトがあったのであるが、法律はそれに追いつこうとしている状況である。

有意性についての科学的構成要素

1970年代以来、いかに意識と無意識が機能するののかについて大掛かりな研究がなされてきた。これらの新しい研究のほとんどは、フロイド派の精神分析学の概念や理論と調和してきた。かなり複雑なことだが、「意識」や「無意識」という用語はこの新しい科学においてなお使われているが、これらの用語の背後にある考えは根本的な変化を遂げてきている。

「有意性」をめぐる現代科学が議論を割いてきたことの多くは、その単な

る定義とか、それについてそもそも定義すべきなのかどうかということであった。私の話では、もっと、より共通の定義について依拠することを目的にする。ある見解によると、「意識的に行う」とは「経験についての主観的な質」であり、ある人の思考や感情、感覚、そして状況を合わせたものである、主観的な「自己認識」、つまり私が私と呼ぶところのものは、「私たちが私たち自身であるということは何か」ということについての「内なる図」、「内なる眼」である。あなたにはあなたの意識があり、私には私の意識がある。我々は他人の頭の中に飛び込んでみない限りは、その人の「内なる図」を本当に経験することはできない。できたとしても、それはなんて恐ろしい生活であろうか！この現代的な、非フロイド派の、意識的な、あるいは無意識のプロセスの概念は、人がどうやって情報を知覚し、記憶し、感じ、そして処理するかについての臨床的研究の成果によって、科学において確立されている。もちろん、科学においてこの研究については議論はあるし、合意も形成されていないことはあなたも予想するところであろう。我々が意識的な状態にあるか、無意識下の状態にあるかの境界線は相互に浸透可能で、ダイナミックで、相関的であり、鋭利な二分論を科学的に支持する有力な説は存在しない。

この研究により次のことが示される。我々の行動の多くは、完全には意識的ではない衝動や、暗示や、反動行為や、反作用のトワイライトワールドで起こるものである。この基準となる例としては、自動車の運転を学習する過程がある。初めて運転を習う時には、それぞれの動作は全神経を使って注意することが必要である、しかし、運転を始めて数カ月、或いは数年経てしまえば、人は、いや例えばニューヨーク市のタクシードライヴァーはと言った方がいいかもしれないが、白昼夢をみていたり、携帯電話の相手に向かって叫んでいたり、あるいはタックスについて計算しながら運転できてしまうのである。彼らはもはや、ギアチェンジやステアリングの細かなことを意識しないし、客が冷や冷やさせられるような気持になっているほどには、難しい車線変更をしていることに気が付いていないであろう。我々の脳は、できるだけその無意識のレベルでも機能するようにデザインされているようである。そしてそのことは、非常に難しかったり、新しい仕事をこなすための意識のレベルを可能な限りたかめることを可能にしているのである。

最近の実験では、意識的行動のもう一つの目的は、我々の発展的な行動や、行動に匹敵し、影響を及ぼす思考に対して、拒絶的な効果を強制するものである、という前提が支持されている。これは刑法においては重要である、なぜな

ら犯罪者はその犯罪行動に寄与し得る思考を拒絶したり、法順守の行動に寄与する思考を選択するというに困難を感じるであろうからである。

単純な事例を示してみよう。例えば私が教室で、予習をしてなさそうな、また講義を理解してなさそうな学生に質問をした—こういった場面はあり得ることだ—と仮定しよう。そうした場合、私は押さえられない（compelling）思いや衝動を経験するであろう。うまく例示するために、これらの衝動はすべて無意識によるものであると仮定してほしい。これらの衝動は、（1）この学生を叩きのめしたい；（2）この学生を侮辱してやりたい；（3）教室を即飛び出し、家に帰ってピザを食べながらTVを観る；（4）学生に優しく話しかけ、知識に充ちた解答を出せるように導いてやる。

私がいまず最初を感じる、そして無意識の衝動は最初の三つ、つまり文明的ではない選択肢に向かったと仮定しよう。しかしながら、私の意識がそれらを拒否し、すぐさま四番目の選択肢を選ぶことを私は強く望む。

これらの争点は刑法にとって重要である、なぜなら模範刑法典における任意の行為要件は意識プロセスと無意識プロセスの間の区別に基づいているからである。これらの過程がより古い科学を反映しているという事実は、人の精神的な状態を刑法において再定義するという、困難な作業と向き合っている、ということを示している。有意性についての新しい科学的研究はこの作業の手助けをしてくれるだろう。

これらの研究について説明する前に、有意性の科学はすべての人間についてのものであることを強調させて頂きたい。もちろん、意識と無意識のプロセスは我々すべてが所有するものであり、それは我々がどれだけ合法的な人間であるかは関係ない。このプロセスは普遍的なものだと強要したい。なぜなら、神経科学によって脳がいかに機能するかを調査するための方法の一つは、脳の特定の箇所を損傷するようなケガや病気を有している人を研究することであるからだ。このような損傷を研究して初めて、我々の脳は情報を無意識的に記録しているメカニズムがあることが発見された。

このようなメカニズムは、損傷を受けていない脳では、無意識行動への出入り口が欠けているために、発見が遥かに難しいのである。もちろん、聡明な科学者たちは脳の損傷を受けていない人々の中にもこのような出入り口を発見する研究を数多く行ってきたわけではあるが。

有意性についての現代的研究の例

損傷を受けた人々とそうでない人々について、これらの研究によって分かったことについての例をいくつか挙げてみよう：

- X 一酸化炭素中毒によって脳に損傷を受けた女性で、ペンやスプーンといった物体を認識することができない。しかし彼女はこれらの物体を難なく手に握り、使用することができる。ところが彼女は自分の行為について理解していない。
- X 卒中患者で、間違いなく視力障がい者なのだが、その視力のない眼の近くで棒状の光を光らせると、その物体を意識下で感じるのである。彼は、その光が置かれているのが水平方向か垂直方向かまで識別できる。なぜ識別できるのかは彼も分からない。彼は「ブラインドサイト」という、視力に障がいのある卒中患者が意識的に「見る」ことはできないものを無意識のレベルで知覚することができる、まれに見る脳の損傷の現象を示しているのだ。
- X ある特定のタイプの脳の障がいを持った患者は、彼らの配偶者や子どもなど、彼らが知っていて、愛している人々の顔を意識的には認識できない。しかし、彼らにそういった人々の写真を見せると、彼らの心拍数は上がり、その無意識のレベルで認識という作業が行われているのだということを示す身体上のサインを見せるのである。
- X 脳の損傷についての研究ではないが、丘の麓に立っている間は丘の勾配について本質的に過剰に評価してしまうことが分かっている。それだけではなく、バックパックが重かったり、背中に合っていなかったりすると余計に丘を険しく感じるのである。最近あまりジムに行っていない人にとってはその丘はとくに険しく感じられるであろう。しかしながら、手を使って丘の勾配を示して、と言われれば、その人の肉体的条件がどのようなものであったとしても、自分の手を見ないでも、丘の勾配を正確に示すことができるものだ。ゆえに、我々の中には丘に登るのに不向きな者もいるかもしれないが、我々の手はオリンピック選手がするのと同じように正確に勾配を示すことができる。

この分野における、もっとも威力のある研究は、無意識下であっても、人間がその意図的な動作—例えばいつ手首を曲げ、いつ指を曲げ、あるいは銃の引き金を引くかなど—についていかに決定を下すかについて牛耳っている、ということを支持している。もちろん、意図的な動作は刑法における「任意の行為」要件の中心部分に位置している。

人はいつ「任意に基づく行為」をしていると意識的に感じるのであろうか？ この問いはカリフォルニア州立大学サンフランシスコ校の心理学者、ベンジャミン・リベット（Benjamin Libet）により行われてきた長期的研究において実験されてきた。典型的なリベットの研究をここでは非常に単純化して話すことにする。リベットは被験者の脳の電氣的活動を図りながら、被験者に対し、「いつでもそうしたくなったら手を動かして下さい」と伝えた。EEG レコーディング装置を使えば、これはほぼミリ秒の正確さで測定することができる。

リベットは、被験者の動きと結び付いた彼らの脳の衝動は、約300ミリ秒、つまり1秒の3分の1ということだが、被験者がその動作をしようとする意思に何らかの形で意識する前に、この衝動が起こることを発見した。言い換えれば、彼らの脳における、計画を練るモーターとなる部分は、被験者がからだを動かしたいという欲望を意識する3分の1秒早く動き始める、ということである。リベットやその他の研究者によれば、被験者が指や手首を動かそうとする決定は、無意識の行動としてまずは起こり、その3分の1秒後になって初めて、その人に対して意識として表れるのだ。

リベットの研究結果は1980年代に彼の本が出版されると絶大な反応を呼び起こした。そこではまるで我々が自分の心をコントロールできないということを支持しているようだった。我々が指を曲げるといった些細な行動でも、それに我々が気付く時点では、その3分の1秒前に既に、我々の脳の下位部分がそれを決めており、それはコントロールできないのだ、ということである。しかしなお、リベットによる研究結果は、我々の意識は完全に非力ではない、ということをも示している。個々の人が行動しようとする意図について意識的に認識するようになる時点と、実際の行動の時点の時間の間に存在する約200ミリ秒の窓の間、無意識の精神状態が行おうとする行動に対して拒否権を発することができるかもしれないのだ。言い換えれば、人の意識的な精神状態は、実際の行動が起こってしまう前にそれをブロックする時間があるのである。神経学者によれば、我々の意識的な精神は自由な意思をもっていないかもしれな

いが、「しない自由」は持っているのかもしれない。

リベットによる実験結果は、過去20年もの間、多くの事件において何度も再検証が試みられてきた。そこではより複雑な行動の配列について検証もされてきた。これらの行動の幅は、その人の反応までの時間が重要になるすべてのタイプのスポーツ活動から、強迫観念的な障がい—その人が自分では望まない、任意ではない行動（繰り返し手を洗うような行為）—をする前に、その侵害的な思考や衝動について拒絶をすることを教えられ、彼らが望まない、任意ではない行動を行う前の治療にまで、多岐にわたる。

このことは何も、リベットによる研究結果をいかに解釈すべきかについて、あるいはそれが哲学的な意味合いにおいて何を意味するのかについて、みなが同意をしているというのではない。例えば、リベットによる実験結果に対する、もっとも強力な初期の批判は、人の意識が突然「スイッチが入れられる」、つまり3分の1秒後、ということだが、その際には何らかの「二分法」の状態を支持する、ということだ。より強固で、現在では受け入れられている議論は、人の意識は徐々に展開し、無意識から出発し、前意識の状況を通過し、意識していきながらその意識が落ち着いている状況 (a settled state of consciousness) に向かっていくのだ、ということである。リベットの研究におけるプロセスの二つのモデルに見えるもの—意識と無意識—は全くのところ脳全体の反応であるのだ。

次にこのようなジレンマは刑法においてどのように解決されるべきなのかについて述べるが、その前にここまでの議論をまとめたい。意識についての現代の科学による研究は、模範刑法典における、任意の、そして任意ではない、行動の間の「二分法」の、何らかの有効な化学的土台を提供しているようには見えないことを確信している。人の意識についての問題は、刑法で扱われているよりも、はるかにもっと複雑で、主観的なものである。

いかに法律を改正することができるか

このような複雑性について気がつくことは、被疑者被告人は、その精神状態の継続的な流動性に基ついた、ケースバイケースの、無基準なものに基ついて鑑定を受ける、ということを示そうとしているわけではない。本当にこれを示そうとしているわけではないのだ。法はどこかで線引きをしなければならぬ。問題はいつ線を引くかである。

もしわれわれが基本的な変化を起こすのであれば、先に進む方法がある。最初の改正は、多くの複雑な、そして古くなった議論は捨てて、模範刑法典の評釈における「任意である」という描写にうまくあてはまる「任意的な行動」の単純な限定的定義を採用することだ。私はこの点について、ハーヴァード大学のロイド・ヴァインレブ（Lloyd Weinreb）教授が以下のように示唆している点に同意する。

「その行動がその人のコントロール下でないのだとしたら、その人は任意的に行動したとは言えない」。

この定義については、「任意的にとは何か」についての新しい研究に検証を任せたいと思うが、刑事責任についての不十分ではあるが、不正確な説明についても検証してほしいと考える。この定義はまた、模範刑法典による「無意識下の行為」のメンズ・レアと、「自動症」のアクトゥス・レウスの間の不必要な区別を避けようとするものである。

しかしながら、この単純な文章はそれ自身では十分ではない。ゆえに、私が推奨したいのは、「任意的な行為」の要件は以下の三つからなるべきである、ということである。（1）任意の行為、（2）任意ではない行為、（3）半任意行為。この3つ目の、「半任意行為」とは新しい概念であるが、これまで最初の二つの概念に押し込められた被告人や、あるいは誤って「責任無能力」の抗弁を使わされた被告人を含むものである。ほとんどの場合、ここには再犯の危険性の高い者や、その行為を比較的よく統制できる人が含まれることになる。

では実際のケースにどのように適用可能であろうか？以下、二つの事例を紹介し、この点を示したい。

Regina v. Parks 事件

Regina v. Parks, [1992] 95 D. L. R. 4th 27は、多くの評釈が行われてきた、カナダにおける興味深い夢遊病による事例である。パークス事件において23歳の被告人はある夜、いささか暴力的なユーモアを含むTV番組を観ながらソファで眠ってしまった。その後—正確に時間は分からないが—被告人パークスは起き上がり、車に向かい、街の中を3つの信号を通過して14マイル運転し、彼の義理の両親の家に到着した。そこで彼は、義理の母親を刺殺し、義理の父

親にも暴行を加えて、半死の目にあわせた。

被告人パークスはすぐ警察に出頭し、自首した。彼は自分のやった行為を否定しなかった。しかし彼の弁護人たちは専門家集団を結成し、あの夜起きた出来事は被告人が夢遊病の状態にとった行動であり、それゆえに任意の行為ではないと主張したのである。パークスの弁護人は、パークスの行為は彼が全くの無意識状態でとったものであり、また彼が再び危険な行為を行うことは考えられないと、以下の理由を示して主張した。

(1) パークスの行為には動機がなく、また彼は自首している；(2) パークスの家族の3分の1以上の者が夢遊病の症状を有していたことが明らかであり、睡眠実験をしたところ、パークス自身も様々な睡眠障がい症状に苦しめられていることが分かった；(3) パークスと同房の受刑者のうち2人がパークスは寝ている間にベッドに起き上がり、寝ながら話していたと証言した；(4) パークスの夢遊病はそれを促進する要素（睡眠が奪われたことと高度のストレス）が合わさったことで惹起されたが、それは滅多に起こらないと専門家が証言したこと；(5) 治療に加えて、これらのストレスが複合することを回避することで将来の更なる暴力は回避できること。パークスはその後投薬治療を受け、彼の夢遊病は起こらなくなった。

パークスは、非計画的殺人と殺人未遂を含むすべての訴因について完全に無罪判決を受けた。彼の夢遊病の問題と彼の家族が抱える夢遊病歴は「本物(real)」と受け止められたのである。検察ですら、パークスが殺害や暴行を加えていた間夢遊病状態にあったという結論について異議を唱えなかった。

パークスが実際に夢遊病状態にありそれゆえに無意識下で行動していたという、裁判所の推論を受け入れるのであれば、パークスの無罪評決は現代のアメリカ刑法と一致するものである。しかしこれまでの議論を思い出していただければ、パークスの事例は違った見方をすることも可能である。パークスの犯罪は非常に重大なものであり（謀殺と謀殺未遂）、犯行状況もまた重大である（残虐な方法で刺し、暴行を加えていた）。その犯罪によりもたらされた害悪はこれ以上もなく重大であることは明らかだった。一方、無意識下の行動であったとする主張を支持する、動機の欠如を証明するものとして、パークスの性格は有利に働いたようであった。すべての説明から考えても、パークスは彼の義理の両親ととてもうまくいっていたのだ—例えば彼の義理の母親は彼のことを「優しい巨人」と呼んでいた（なんと控え目な表現であろう！）—そして彼には被害者を殺害する金銭上の誘因もなかった。

事件当時パークスは相当程度のストレスのかかる人生を送っており、このことで数々の睡眠障がいをもっており、これが理由で彼の家族との間の葛藤も生じていた。事件の一年前、パークスはギャンブルによる多額の借金を負っていた。多額の損失を隠すために、彼は家族の貯金に手を出し、また職場では横領に手を染め始めていた。これらの行為により彼は仕事を失い、窃盗事件で起訴されていた。パークスは借金のかたに自宅を手放さざるを得ない状態になっていたが、ギャンブルは続いていた。あの暴力的な事件の一週間前、彼と妻はギャンブルのことで繰り返し衝突していた。そして彼と妻はその週末にお互いの家族も交えてパークスのギャンブル問題や金銭問題を話し合う計画を立てていたのだ。家族を訪問しその話し合いが持たれる予定の日の前夜にパークスはあの暴力行為を犯したのだ。

夢遊病についての専門家証人による証言や統計などによって、暴力的な夢遊病が繰り返されることはまれであるがためにパークスの無罪評決は社会にとって脅威とはならないことが示された。しかしながら、専門家証人たちはパークスがきちんと薬を飲み、もっとストレスのない生活を送れば、という仮定に基づいていたことは明らかである。パークスが何らの監視監督なしに釈放されたことを社会が知ったら、刑事司法制度に対して信頼感を持つことはできないであろう。専門家による予想に反して、人々はパークスがまた暴力的になるのではないかと恐れるであろう。

パークスがまた暴力行為を行うのではないかという懸念や、彼の過去の治療歴などを見ると、パークスが曖昧なグレイの領域に当てはまると言うことができる。このケースにおけるすべての要素についてのバランステストを見ると、他の裁判ではパークスのような事例でも無罪にならないかもしれない、ということができる。パークスの睡眠障がい歴や彼の金銭的な問題は両刃の刃であり、そこで示された証拠はこの特定の犯罪においては刑の減輕事由となるかもしれないが、将来の危険性という観点からは、彼の性質（proclivity）を考慮すると加重事由ともなり得る。

まさに、パークスの裁判においても検察は、パークスがまた暴力的になる可能性があるがゆえに、また夢遊病は施設収容を必要とする「精神の病気（*disease of the mind*）」であるがゆえに、彼の夢遊病は「正気ではない自動症（*insane automatism*）」として分類されるべきであると主張した。

私が推奨する「三種の要件」によれば、この灰色エリアの行動が正気でないと分類されたり、また裁判所が被告人が再犯するのではないかと懸念し、とく

にそれに対する危険値があまりに高いために、任意の行為であると分類されてしまうという問題を解決できる。パークスの行動を半任意行為 (semi-voluntary) と分類することで、彼はその資格がない無罪評決を得ることはできなくなるが、同時にパークスのような被告人を刑事責任能力がないが氏治療施設収容するという不正義を回避できるのである。また、彼の行為を任意によるものであったと分類しようとする誘惑も抑えることができよう。

夢遊病歩行は、古典的な「任意の行動ではない」抗弁であるが、これらの決定の複雑性を示す、「非任意性」に結び付く様々な状況がある。脳しんとうや低血糖、そして一時的意識喪失、などである。

Grundberg v. Upjohn Company 事件

合法的な、治療のための薬物（アルコールは除く）を任意で摂取することは、その状況が少なくとも部分的には外部から induce されるものであるがゆえに（この事件では被告人は薬物を摂取することを選択したのだが）、とくに複雑な致死的な継続性 (casual sequence) を生み出すことがあり得る。しかしながら、この *Grundberg v. Upjohn Company* 813 P. 2d 89 (Utah 1991) のように、よりはっきりとした事例もあろう。

1988年、57歳のアイロ・グランドバーグ (Ilo Grundberg) は83歳の母親の頭に8回銃で撃ったが、彼女は自分がなぜそのような行動をとったかについて説明できなかった。グランドバーグは彼女は銃撃行為について記憶がないと供述した。彼女の行為には全く動機が存在しないように見えた。裁判所が任命した精神科医が、グランドバーグの行為はその不眠症のために服用していた睡眠剤ハルシオンによる副作用が原因によるもので、任意の行為ではないと証言したことで、検察も起訴を取り下げた。その後、グランドバーグは、ハルシオンの製造元であるアップジョン会社を訴え、その製造物責任を問うて210万ドルを請求し、和解した。

被告人グランドバーグとアップジョン会社との間の和解には、守秘義務条項も含まれていたため、この事例の細部までは分からない。しかし、グランドバーグが彼女の母親を撃ち殺す13ヵ月前から彼女がハルシオンを服用していたことは分かっている。ハルシオンの急激な逆効果の副作用はその服用期間に比例して拡大し、1987年までには、アップジョン会社はハルシオンに結び付けられる謀殺、謀殺未遂、そして身体的な脅迫などの24件の報告を受けていた。

同時期に、グランドバーグの人生はあまりうまくいっていなかった。ハルシオンに伴い、彼女は慢性的鬱症状や不安のための複数の薬を服用していた。殺人事件の6ヵ月前に失職したことがきっかけで、彼女は母親と一緒にユタ州ハリケーンに移り、そこで移動式住宅で共に暮らしていた。殺人事件が起きたその日、グランドバーグはハルシオンだけでなくヴァリウムやコデインを服用し、その夜母親を撃った。これらの状況から判断すると、彼女の弁護人はグランドバーグのハルシオン摂取と彼女の暴力行為の間に通常（casual）の結び付きを確立することに成功したのであった。

しかしながら、上述のパークス事件のときと同じように、このグランドバーグ事件も違った角度から見てみたい。もしグランドバーグが別の裁判所で裁判を受けたら、彼女に対する評決も違っていたかもしれない。例えば、グランドバーグは正気でなかったという抗弁をする資格があったか、あるいは彼女は任意にあのような行動をとった—言い換えれば彼女は謀殺を犯したのか、を裁判所が認定する際にどちらにしろんでもおかしくないのである。

私が「半任意の行為」カテゴリーを主張することの主要な目的は、精神障がい条項の範疇にあてはまるような精神病や欠陥を有していない人々が、将来の再犯危険性が予測困難であることを仮定すれば、再犯を犯しそうにないと思われる人々が精神障がい者としてラベリングされてしまうことを回避したいと思うからである。このカテゴリーによってまた、被告人の行為は任意であったと裁判所に認定されてしまうことで、責任以上に重い刑を科されてしまうことも回避できよう。

アルコールと違い、治療としての向精神薬（therapeutic psychotropic drugs）を服用することは、その人が知覚や状況について意識するところにおける変化を含む、予測不能な影響をしばしばもたらすものである。私が主張した「3部の要件」が今後我々が目にしそうな事例において適用されることが歓迎される。例えば、ストレスを含む様々な病気を向精神薬を使用することで治療しようとするのが社会的にも増えているのであるから、これらの薬の予測不可能な影響や、服用者が他の薬とごちゃ混ぜにして服用してしまった場合などに、無意識下の行動であるとか自動症であるとする主張が増加する結果に行き着くことは想像に難くない。

有意性についての研究は、刑法の多くの局面、とくに我々がメンズ・レアの基準をどのように解釈するか、について光を当てることにもなるであろう。これらの探求は以下の点を含むものである：「意図的」「不注意」「過失」「認識

しながら」「意識の客体」などが刑法の条文において使用される際に、また立法者がこれらについて定義しようとする際に、これらの用語は一体何を意味するのか？これらの質問は、法が人間の精神の機能を分類しようとする際にメンズ・レアは必須の事項であるということを示している。それゆえに、メンズ・レア基準は、任意の行為要件に伴い、科学がもたらす新しい発見と調和するために再び公式化される可能性があるだろう。

結 論

私が本稿で示した提言は、「任意の行為」要件についての現在の法原則によって作り上げられている諸問題をうまく解決できるように使えるのではない。これらの三つのパートに分けられるカテゴリーがどのような手続で扱われるべきか、についての提言もまた、重要なトピックではあろうが、今日話そうとするにはあまりに大きなテーマである。

しかしながら、刑法は哲学的に破壊させられることなしに、有意性についての新しい研究を受け入れてだけの強壮さは十分に持ち合わせていると私は考える。同時に、刑法は静止してしまっただけとはいけない。私が提言した「半—自由意思行動」という新しいカテゴリーは、その根底に関わる部分に位置づけられるために、刑法のその他の重要な原則、例えば「犯意」のような一に対する見方にドミノ効果の衝撃を与えて然るべきものだからである。もし刑法が、「自由意思に基づく行動」要件の中にしっかりと埋め込まれている「二者択一」の問題に直面し、これを修正できるのであれば、人の精神について、微妙な差異を感じ取れる、そしてもっと正しい見解を持ち、科学と手を取り合うことができるであろう。

まとめると、有意性についての研究は、我々の意識を呼び起こす。それにより、我々は我々の司法パラダイムが足りないところに気がつくであろうし、それを修正する方法についても思いつくことができるであろう。たぶん、時間が経てば、それによって苦痛を受けている人々についても我々はもっと十分に思いをはせることができるようになるかもしれない。

訳者あとがき

デボラ・デンノ教授は、刑法、刑事訴訟法学者であるとともに、ペンシルヴァニア大学で犯罪学の博士号も取得されるなど、刑事法の全分野に造詣の深い

学者である。デンノ教授が今回の来日で講演された「アメリカ刑法学における有意性と責任」は、教授の法学のみならず神経科学、精神医学等における博識に裏打ちされたものであり、わが国の刑法学におけるこの分野の研究にも大きな示唆を与えるであろう。デンノ教授による、刑法における行為性についてのこれらの研究は著書として出版される予定である。

デンノ教授はまた、著名な弁護士でもあり、「アメリカのもっとも影響力のある女性弁護士50人」にも選ばれている。とくにアメリカにおける死刑をめぐる議論においてデンノ教授は大きな影響を与えてきた。2008年に合衆国連邦最高裁が *Baze v. Rees* において、薬物注射による死刑の執行方法が合衆国憲法が禁じる残酷な刑罰に当たるか否かを議論した際には、その多数意見にデンノ教授の論文が4本にも渡り引用された。わが国の刑事司法制度が抱えるさまざまな課題を、デンノ教授であればどう斬り込まれるのか。ぜひ今後伺いしてみたいと考えている。